

令和4年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

- ▶ 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

1. 雇用型テレワークガイドラインの周知

テレワークガイドラインの周知広報

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の作成

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

- ・ テレワーク相談センターを設置し、企業等へのコンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
- ・ 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。
- ・ 令和4年度は関係省庁と連携し、相談窓口をワンストップ化することで、企業にとってわかりやすく、寄り添った支援を実施。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器等の導入等に係る経費を助成。

国家戦略特別区域における導入支援

国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介

企業向けセミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

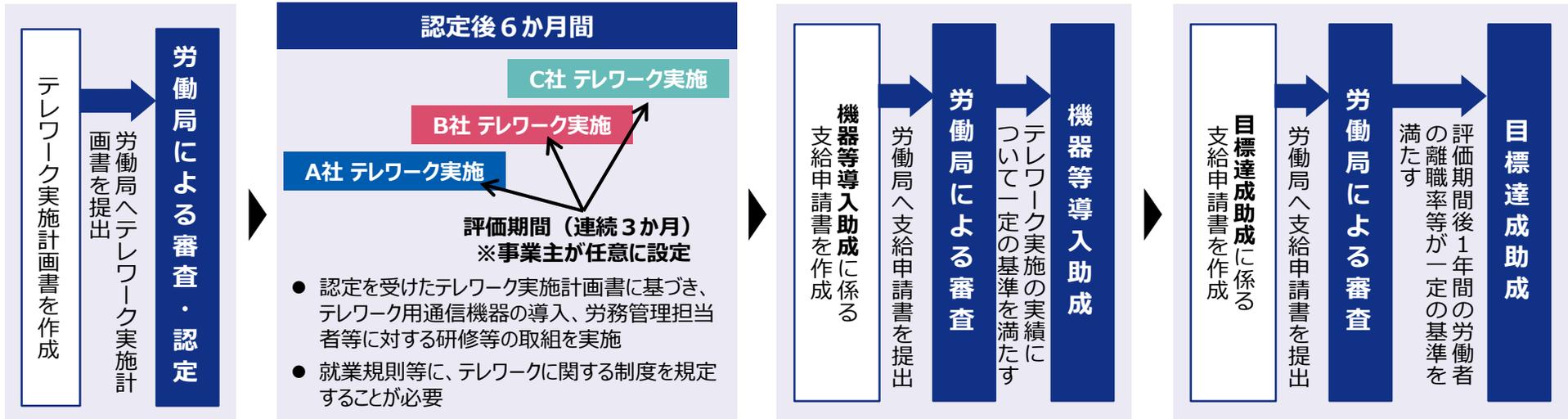
厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。

人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

- 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着が必要。
- このため、**良質なテレワークを導入**し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。**テレワーク勤務を新規導入する場合のほか、「試行的に導入している又は導入していた場合」も助成対象とするとともに、助成対象となる取組におけるテレワーク用通信機器等の導入について「テレワーク用サービス利用料」を追加し、助成対象とする見直しを行う。**

取組・支給の流れ



機器等導入助成 下表のテレワーク実績基準を満たした事業主に支給（**テレワーク勤務を新規導入する事業主のほか、試行的に導入している又は導入していた事業主も助成対象に追加**）

テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 	<p>助成率30% ※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限</p>

助成対象となる取組

- 就業規則等の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等の導入**
（テレワーク用サービス利用料を追加）
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修

助成額

目標達成助成 下表の離職率およびテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

離職率目標、テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下 ✓ 評価期間後1年間の離職率が30%以下 ✓ 評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上 	<p>助成率20%〈35%〉 ※100万円又は対象労働者数×20万円のいずれか低い額が上限</p>

生産性要件を満たした場合は<>の割合を支給

テレワーク・ワンストップ・サポート事業（仮称）

- ▶ 多様な働き方と企業の成長を実現する良質なテレワークを一層推進するため、これまでの厚生労働省のテレワーク関連事業（「テレワーク相談センター事業」及び「適正なテレワークの導入・定着促進事業」）と総務省のテレワーク関連事業（「テレワークマネージャー相談事業」及び「テレワーク・サポートネットワーク事業」）を統合し、再編・整理した上で、テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な支援を行う。

事業内容

- ▶ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施。

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理上や情報通信技術（ICT）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施

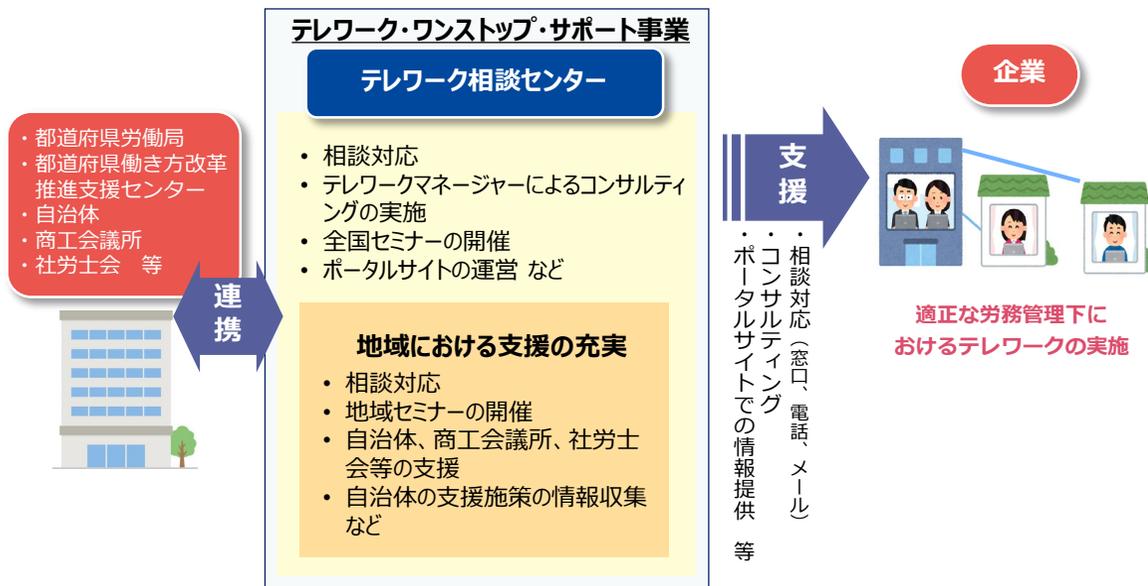
③ セミナーの開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合し、新たな総合ポータルサイトを設置。利用者目線に立ったサイトを運営

※ 令和3年度から、働き方改革推進支援センターと連携し、個別相談等の共同実施、専門家への研修を行うことで地域のテレワークに関する相談ニーズに対応



R4年度予算案「テレワーク普及展開推進事業」

- 新型コロナウイルス感染症への対応方策として、多くの民間企業・団体がテレワークを経験した結果、マネジメント・コミュニケーション・生産性低下といった課題が表面化したことを踏まえ、民間企業・団体による自発的なテレワークを促進するため、テレワークの「質」にフォーカスし、テレワークの導入推進及び導入後の確実な「定着」に向けた施策を実施。
【R4予算案:2.6億円(R3年度:2.6億円)】

【これまでの取組・現状】

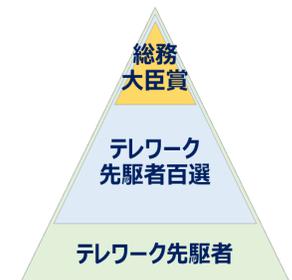
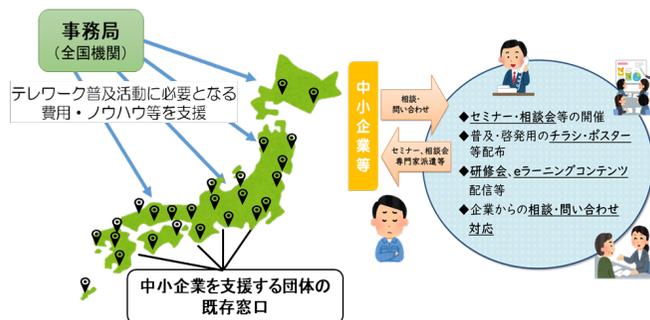
- テレワークが全国に根付くよう、「テレワーク・デイズ」等の取組により、継続したテレワーク推進の呼びかけ、情報提供の強化等を実施。
- テレワークの先進事例を収集し、「テレワーク先駆者百選」の選定や「総務大臣賞」の表彰を実施するほか、企業向けの導入セミナーを全国で開催。
- 全国の中小企業等へのテレワーク普及のため、各地域における中小企業支援団体（商工会議所、社労士会等）と連携し、テレワークサポート体制を整備（テレワーク・サポートネットワーク事業）。
- テレワーク導入を検討する企業等に対し、専門家が無料で相談に応じ、システム・情報セキュリティ等テレワークの導入に関するアドバイスを実施（テレワークマネージャー相談事業）。

【R4年度における目標・成果イメージ】

- 相談事業に関し、厚労省事業と統合し、テレワークに関するワンストップ相談窓口、地域における相談窓口を開設し、テレワークに係る相談を行いやすくし、テレワークの導入を促進。
 - テレワーク・マネージャーに対する研修の充実等により、一層の質を確保。
- ※テレワーク・マネージャー相談事業、テレワーク・サポートネットワーク→テレワーク・ワンストップ・サポート事業。
- テレワークの取組・定着に係る先進企業等に対する「総務大臣賞」の表彰を実施。
 - テレワーク月間の充実。



テレワーク月間ロゴ



中小企業のテレワーク導入 総務省が サポートします!

新型コロナウイルスの感染拡大を
防止するためには「三つの密」を避けるなど、
感染リスクを減らすことが重要です。



新たな生活様式の定着・業務継続性の確保・多様な人材の活用・生産性向上等にも役立つ
テレワークを今こそ導入しませんか?

テレワークは、「企業経営」「就業者」そして「社会」の3つの側面で
効果(メリット)をもたらします。

社会のメリット

労働人口増加
感染症の拡大防止
環境負荷軽減

企業経営のメリット

企業価値向上・人材確保
BCP対策
オフィスコストの削減

就業者のメリット

柔軟な働き方の実現
通勤時間の削減、
感染症リスクの低減
業務生産性の向上

総務省では、全国の中小企業等のテレワークの導入を支援するため、「テレワーク・サポートネットワーク事業」を行っています。

1 テレワーク・サポートネットワーク事業

初歩的なご相談と情報収集をお気軽に!



ホームページは
こちらから



サイトURL: <https://teleworksupport.go.jp>

テレワーク専門家による導入に向けた相談会、セミナーを開催しております。

こんな方に
オススメ

テレワークの効果、導入事例、導入に
向けたプロセスを知りたい方

導入することが明確ではなく、
初期段階の内容を相談したい方

(お近くの地域窓口)

どんな事でもお気軽にお問い合わせください

テレワーク・サポートネットワーク事務局

電話: 044-299-7028

E-mail: jimukyoku@teleworksupport.go.jp

さらに、専門家が、主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイス等を実施する「テレワークマネージャー相談事業」も行っています。

2 テレワークマネージャー相談事業

導入検討、トライアル、正式導入まで、企業規模を問わず個別に支援!

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、
無料でWeb会議・電話または派遣訪問によるコンサルティングを実施します。

ホームページは
こちらから



こんな方に
オススメ

具体的なテレワーク
導入に向けた ICTツール、
セキュリティ等について
知りたい方

個別企業、
団体の事情に沿った
テレワーク導入の支援、
アドバイスをして
欲しい方



テレワークマネージャー相談事業事務局
電話: 044-299-7084
E-mail: twm@nttdata-strategy.com

サイトURL
<https://teleworkmanager.go.jp/>



令和3年度

テレワークマネージャー 相談事業

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが注目されていますが、総務省では、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、無料でテレワーク導入に関するアドバイス等を行う「テレワークマネージャー相談事業」を実施しています。



テレワークを導入するためには
どうすればいいの？
システムやセキュリティは？

テレワークの専門家による コンサルティング

専門家が、主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイス等を実施します

導入支援

導入検討、トライアル、正式導入まで、企業規模を問わず支援します



相談実施期間

令和3年

4月1日 木

令和4年

3月11日 金

費用 コンサルティング費用は**無料**、通信料は利用者負担

Q テレワークマネージャー相談事業とは？

A テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、**無料**でWeb会議・電話または派遣訪問によるコンサルティングを実施します。働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によって全国または一部地域での現地派遣を中止し、Web会議・電話での相談のみとなる場合もございます。

テレワーク活用で、
このような効果があります！

テレワーク導入によるメリット

- 多様な人材の確保ができ、**企業イメージの向上**につながる
- 採用・育成した従業員が、**育児・介護**や配偶者の転勤等においても働き続けられ、**離職の防止**になる
- 営業職等が移動中のすきま時間や待機時間を有効活用して、**生産性を向上**できる
- 突発的な**災害・事故**や**インフルエンザ**、**パンデミック**等がおきても早期に復旧し、**事業継続が可能**
- 「障がい者・高齢者雇用促進」「ワークスタイル変革」に着手し、**活力ある組織づくり**を促せる
- 在宅勤務や**どこでも働ける**「モバイルワーク」、「サテライトオフィス」の活用により、**多様で柔軟な働き方**や**通勤時間の削減**を実現
- ペーパーレス等による**コスト削減**にもつながる
- クラウド化、RPA、電子契約の導入等のDXを促進することで、**生産性の向上**につながる

実施概要

対象

テレワークの導入を検討している以下の団体が対象です。

- ① 民間企業(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等又は特定非営利活動法人)
- ② 都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体等

支援実施 期間

2021年4月1日(木)～2022年3月11日(金)まで

※諸々の状況を鑑みて、期間終了を前倒しする可能性があります。

費用

コンサルティング費用:無料

コンサルティングにかかる通信費※:実費負担

※電話料金やネット通信料、有料Web会議システム利用料

支援 内容

テレワークによる効果の説明、テレワークに適したシステム(在宅勤務などを行うためのICT機器、システム)や情報セキュリティ、勤怠労務管理、導入に向けてのプロセス設計、テレワーク導入に伴うDXの推進、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談

※本事業はテレワーク関連補助金をご紹介する等のご相談は受けませんが、補助金を支給する事業ではございません。
※本事業は職場内でのテレワークを促進するものであるため、相談希望内容によっては相談をお受けできない場合があります。

お申し込み
お問い合わせ

ホームページの相談希望者登録画面より
必要事項を記入して送信してください。

🔗 <https://teleworkmanager.go.jp/>

申請手続き等、詳細に関しましては、
事務局である「NTTデータ経営研究所」までお問い合わせください。



Webサイトは
こちら

テレワークマネージャー相談事業事務局

✉ twm@nttdata-strategy.com

☎ 044-299-7084

都市局関係テレワーク関連予算

都市構造再編集中支援事業 【令和4年度当初予算(案)】 70,000百万円の内数

- 地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点の整備について支援。

事業主体：市町村等



空きビルを活用した
 coworkingスペースの整備



空き店舗の活用

都市再生整備計画事業 【令和4年度当初予算(案)】 社会資本整備総合交付金581,731百万円の内数

- 観光等地域資源活用計画関連まちづくりの交付対象事業（高次都市施設）において「ワーケーション拠点施設（ coworkingスペース等）」の整備を支援。

事業主体：市町村等



古民家を活用した coworkingスペース

官民連携まちなか再生推進事業 【令和4年度当初予算(案)】 344百万円の内数

- ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークブル区域等において新しい働き方・暮らし方の実現に資する coworking・交流施設等の整備を支援。

事業主体：エリアプラットフォーム



（支援対象イメージ）官民の未来ビジョン等に基づいた
新しい働き方・暮らし方の実現に資する coworking・交流施設

まちづくりファンド支援事業 【令和4年度当初予算(案)】 100百万円の内数

■ 老朽ストック活用リノベーション等推進型

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対してファンドを通じ金融支援を行う。

事業主体：民間事業者



（支援対象イメージ）建物のリノベーション等を通じた、多様な働き方を
支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース